

建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールに伴うフロン排出抑制法の遵守状況等の確認結果

令和3年 10月

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

○概要

建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、各都道府県において、毎年6月頃及び10月頃に全国一斉パトロールを実施しております。

この機会にあわせて、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)が設置されている建築物その他工作物の解体現場におけるフロン排出抑制法の遵守状況の確認や各関係者に対する同法の周知徹底に取り組んでおります。

○実施結果

		現地調査の件数			備考
			うち第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの以外の件数(※1)	うちフロン排出抑制法に基づく指導等が行われた件数	
R3 (2021)	6月	1462	816	144	10月は新型コロナウイルスの影響のため中止
	10月	—	—	—	
	合計	1462	816	144	
R2 (2020)	6月	—	—	—	6月は新型コロナウイルスの影響のため中止
	10月	1836	150	26	
	合計	1836	150	26	
H31/R1 (2019)	6月	1954	152	19	
	10月	1827	146	13	
	合計	3781	298	32	
H30 (2018)	6月	1917	123	11	
	10月	1845	144	16	
	合計	3762	267	27	
H29 (2017)	6月	1687	105	—	
	10月	1910	104	—	
	合計	3597	209	—	
H28 (2016)	6月	1722	147	—	
	10月	2068	263	—	
	合計	3790	410	—	
H27 (2015)	6月	1736	155	—	
	10月	1719	185	—	
	合計	3455	340	—	

※1 R2年度までは、現地調査のうち第一種特定製品が設置されていた現場の件数

※2 フロン排出抑制法第42条に基づく特定解体工事元請け業者による事前の書面交付・説明の実施状況について、実際に交付された書面をもって確認された件数

○具体的な指導事例

- ・特定解体工事元請業者から発注者への第一種特定製品の設置の有無に関する事前の書面交付・説明がない(フロン排出抑制法第 42 条関係)
- ・第一種特定製品廃棄等実施者が引渡義務を遵守していない(同第 41 条関係)
- ・第一種特定製品廃棄等実施者が回収依頼書若しくは委託確認書を交付していない又は引取証明書を保存していない(同第 45 条関係) 等